

保育園へ入所できる基準（新入园児）

保育園へ入所できる児童は、生後8ヶ月以上で、その家庭が下記の（１）～（７）のいずれかに該当する場合です。同居親族等で児童の保育ができる場合は除かれます。

- （１）就 労 等 ：月の就労時間が、48 時間以上の場合
- （２）妊 娠 ・ 出 産 ：出産前後のため、児童の保育ができない場合
- （３）疾 病 ・ 障 害 ：児童の保護者が病気又は心身に障害を有する場合
- （４）介 護 等 ：同居の親族を常時介護又は看護している場合
- （５）災 害 復 旧 ：震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
- （６）求 職 活 動 ：児童の保護者が継続的に求職活動を行っている場合
- （７）その他教育委員会が入所を必要と認めた場合

保育園の入所を希望するかたは、次の必要書類を期限までに提出してください。

- 必要書類：**
- ① 津南町保育園入所申込書兼教育・保育給付認定申請書
 - ② 保育を必要としている事由を証明する書類
 - ③ 確約書
 - ④ 津南町保育園利用調整基準指数表（次年度0～2歳児クラスのみ）

提出期間：令和7年10月1日（水）～10月21日（火）

提出場所：教育委員会子育て教育班（役場2階）または各保育園

※2人以上の入所申込をする場合は、必ず一緒に提出してください。

① 津南町保育園入所申込書兼教育・保育給付認定申請書

- ・申請書の太枠内をボールペンで文字をはっきりと記入してください。
- ・保護者の住所、氏名を記入の上、押印してください。（自署の場合押印不要）
- ・「入所児童」欄は、氏名にフリガナを付し、**令和8年4月1日現在**の満年齢を記入してください。
- ・「入所を希望する保育園」欄は、**第3希望まで必ず記入（希望理由も）**してください。
- ・「保育利用を希望する期間」欄は、始期を記入し、卒園まで入所希望の場合は○をしてください。利用希望期間がある場合にのみ当該期間を記入してください。
- ・「保育の利用を必要とする理由」欄は、父母それぞれ該当する理由にチェックをしてください。
- ・「ひとり親世帯等適用の有無」及び「生活保護の適用の有無」欄は、有無について○を付けてください。有の場合は必要事項を記入してください。
- ・「児童の世帯員」欄は、入所児童の**同居家族全員**を記入してください。「勤務先（職業）」欄は、会社名、内職名、農業、自営業、無職等を詳しく記入してください。
- ・裏面の「住民票があった場所」欄についても該当する箇所をチェックをしてください。
- ・家庭から2人以上同時に入所申込をする場合、それぞれの児童につき1枚の用紙を用いてください。

② 保育を必要としている事由を証明する書類

- ・別紙『保育を必要としている事由を証明する書類について』をご参照ください。
- ・提出対象者は、**児童の両親のみ**となります。
- ・証明書類については、**世帯で一式の提出**で結構です。

祖父母に関しては、同居・別居にかかわらず提出不要です。

③ 確約書

児童の保育園入所に際して保護者からいくつかの決まりごとを守っていただきます。約束ごとを取り交わす意味で確約書に署名押印ください。

転園申請の場合は、提出不要です。

④ 津南町保育園利用調整基準指数表（次年度 0～2 歳児クラスのみ）

- ・令和 8 年 4 月 1 日現在で満 0～2 歳の児童の場合は提出してください。
- ・申込者数が、園の受入可能人数を超えた場合に利用調整（入所選考）を行います。

■ 保育料及び副食費の口座振替

児童の入所に伴い、保育料（3 歳以上クラスは副食費）を納めていただきます。保育料及び副食費は、**口座振替を原則**としています。恐れ入りますが口座振替の契約手続きをお願いします。

＜金融機関＞

第四北越銀行津南支店、ゆきぐに信用組合津南支店、魚沼農協津南支店、郵便局、大光銀行中里支店、労働金庫十日町支店

＜手 続 き＞

振替を希望する **上記の金融機関の窓口で通帳と通帳印をお持ちの上手続きしてください。** 契約用紙は各金融機関の窓口にあります。

なお、契約用紙の「納税義務者」欄には保育園入所申込書の保護者氏名を記入してください。（振替口座は父母どちらの口座でも構いません。）

■ その他

- ・申請書等の内容に誤りや記入漏れがないよう提出前に再度確認の上、ご提出ください。
- ・保育料及び副食費は、父母の住民税額を基に算定しますので、必ず住民税申告をしてください。
- ・必要書類を提出いただいた後に審査をし、審査結果を 1 月末～2 月上旬にお知らせします。
- ・未満児（0～2 歳児）で、父母いずれかが『求職中』の場合は『3 ヶ月間』、母が『妊娠・出産』の場合は『予定日 2 ヶ月前～出産後 2 ヶ月』が入所可能期間となります。この入所可能期間が終了し、新たに『保育を必要とする理由』が発生しない場合は『退所』いただくこととなりますので、予めご了承ください。

その他ご不明な点は、下記担当までお問い合わせください。

津南町教育委員会子育て教育班
TEL : 025-765-3118（内線 254）